**○国土交通省告示第五百二十七号**

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正し、平成二十七年度予算に係る国の補助金から適用する。

平成二十七年四月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

第六項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業その他の官民の連携による事業として別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。

**○気象庁告示第七号**

津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式（平成四年気象庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月十日から適用する。

平成二十七年四月十日　気象庁長官　西出　則武

第七条の表中「第十一管区海上保安本部救難課」を「第十一管区海上保安本部警備救難部救難課」に改める。

**○海上保安庁告示第三十二号**

海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月十日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施等の一部を改正する告示

（海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施の一部改正）

**第一条**　海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施（昭和三十二年海上保安庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

一の表中「第十一管区海上保安本部救難課（那覇）」を「第十一管区海上保安本部警備救難部救難課（那覇）」に改める。

（海上保安庁所属の海岸局における国際ナブテックス放送に関する告示の一部改正）

**第二条**　海上保安庁所属の海岸局における国際ナブテックス放送に関する告示（平成四年海上保安庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中「第十一管区海上保安本部救難課（那覇）」を「第十一管区海上保安本部警備救難部救難課（那覇）」に改める。

（海上保安庁所属の海岸局における日本語ナブテックス放送に関する告示の一部改正）

**第三条**　海上保安庁所属の海岸局における日本語ナブテックス放送に関する告示（平成六年海上保安庁告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「第十一管区海上保安本部救難課（那覇）」を「第十一管区海上保安本部警備救難部救難課（那覇）」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○環境省告示第六十三号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年九月環境省告示第九十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日　環境大臣　望月　義夫

表中「、省エネ型ノンフロン整備促進事業及び特殊自動車における低炭素化促進事業」を削る。

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

**○環境省告示第六十四号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十日　環境大臣　望月　義夫

表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| （項）エネルギー需給構造高度化対策費<br>（目）二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（都道府県に係るものを除く。） | すべての都道府県 | 一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理<br>二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等<br>三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理<br>四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知<br>五　法第八条の規定による決定の通知<br>六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知<br>七　法第十二条の規定による状況報告の受理<br>八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知<br>九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知<br>十　法第十四条の規定による実績報告の受理<br>十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等<br>十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令<br>十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理<br>十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 |